

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市内小・中学校の児童・生徒及び保護者情報
行政機関等の名称	門真市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育総務課
個人情報ファイルの利用目的	児童・生徒の学籍管理及び学校徴収金等の徴収もしくは返還のため
記 録 項 目	1 個人番号、2 世帯番号、3 学校番号、4 学年、5 組、6 出席番号、7 生徒番号、8 本名、9 通称、10 生年月日、11 性別、12 保護者との続柄、13 住所、14 増異動区分、15 増異動事由、16 増異動日、17 転入前学校名、18 転入前学校住所、19 転入前学校電話番号、20 通知発送日、21 書類受理日、22 減異動区分、23 減異動事由、24 減異動日、25 転出先学校名、26 転出先学校住所、27 転出先学校電話番号、28 通知受理日、29 書類発送日、30 養護区分、31 養護コード、32 外国人区分、33 施設入所区分、34 保護者本名、35 保護者通称名、36 電話番号、37 口座引落有無、38 口座情報、39 在学兄弟の学年、40 PTA 会費口数、41 過年度滞納フラグ、42 学齢簿NO、43 住基種別、44 生徒国籍コード、45 生徒漢字氏名（外国籍）、46 保護者漢字氏名（外国籍）、47 保護者国籍コード、48 生活保護区分、49 就学援助区分、50 特別支援（通級）区分
記 録 範 囲	門真市立小・中学校に在籍する児童・生徒及び保護者
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び保護者からの申請、転入出先学校からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	各校において徴収金の徴収及び返還を委託する金融機関（徴収等に係る項目のみ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 門真市総務部総務課
	（所在地） 〒571-8585 門真市中町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ※ 個人情報ファイル簿により公表する電算処理ファイルの利用目的及び利用範囲の範囲内であるため公表対象外となるマニュアル（手作業）処理ファイル
	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考	